

平成29年度第12回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成30年3月20日（火）午前9時30分～午前10時40分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（20名中20名：農地部会委員19名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、
海地 博志、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、
長尾 進、藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、
綾城 初江、田戸 洋志、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男

(2) 欠席委員（0名）

(3) 事務局
末貞局長・山根副参事・開地副主幹・岩本

(4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第12回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数19名、欠席委員0名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、川西地区の長尾 進委員と山根 伊都子委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、審議保留となっておりました、平成29年度第10回農地部会農地法第3条議案第4号、それから、農地法に係る3条・4条・5条、競売にかかる買受適格者証明、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案に対する答申となっております。

それでは、第10回の農地部会で審議保留となった農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは議案の1ページをお開きください。

併せて、参考位置図1ページをお開き下さい。

平成29年度第10回農地部会農地法第3条議案第4号、陶です。

所有者死亡の為、審議保留になったものです。

なお、相続人からは、相続登記が完了し、許可書交付の申立書の提出がありましたことをご報告申し上げます。

申請内容をもう一度御説明します。

申請地は、陶地域交流センターから南西へ750mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は557アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

事務局開地	以上で審議保留となった農地法第3条に係る申請についての説明を終了します。 御審議よろしくお願いいたします。
木原部会長	ただいま事務局から議案説明がありました。 本議案につきましては、事務局から許可書交付に係る不備はなくなったとの報告を受けています。 担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。
海地委員	ありません。
木原部会長	特に意見がないようですので、採決に入ります。 ただいま審議しました平成29年度第10回農地部会農地法第3条議案第4号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました平成29年度第10回農地部会農地法第3条議案第4号については、許可といたします。 それでは、議事を進めます。 農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。 事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは2ページをお開きください。 合わせて、参考位置図2ページをお開きください。 議案第1号、仁保中郷です。 申請地は、仁保地域交流センターから北東へ260～300mに位置する公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。 申請人は、市内に居住する農業兼団体役員です。 譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は50アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は73アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.0kmに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼団体職員です。

自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、48アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから東へ800mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業兼内装業を営む者です。

譲渡人の申し出により譲り受けるものです。

取得後の経営規模は234アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ820mに位置する集团的に存在する第1種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は394アールとなりとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、秋穂西です。

申請地は、二島地域交流センターから南東へ1.0kmに位置する農用地区域内の農地です。

事務局開地

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は1,011アールとなりとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ1.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する、農業兼会社員です。

譲渡人の要望に応え利用権設定している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、344アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、耕作農地の隣接地を取得し、農業経営の効率化を図るものです。

取得後の経営規模は、199アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、貸付地は地域の担い手である農地所有適格法人に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第9号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北東へ800mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得して農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、619アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から北西へ690m及びJR本由良駅から南東へ

680mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、1,216アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から北西へ700mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定し現在耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、350アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、阿東生雲西分です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から南東へ600から930mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在も利用権を設定し耕作している農地であり、取得により経営の安定に努めるものです。

取得後の経営規模は、1,100アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号、阿東地福上です。

申請地は、阿東地域交流センター地福分館から南西へ260mに位置する位置する公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

実家に隣接する利便性のある申請地を取得し管理するものです。

取得後の経営規模は、309アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第13号について一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは12ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図16ページをお開きください。

議案第14号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.2kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

農業経営の後継者がいないため、自宅に隣接する申請地に太陽光発電設備を整備し、売電事業を拡大するものです。

事務局開地

議案第15号、徳地鯖河内です。

申請地は、徳地地域交流センター串分館から東へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

猪の被害や水の確保が難しく、農業経営に適さない為、植林をするものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無い為、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

長尾委員

担当の方にお聞きするんですけど、12ページの議案第14号、図面は16ページになっておりますが、これは太陽光発電でして、隣近所に田んぼがたくさんあります。この辺り、周辺の方々の同意といいますかその辺りの状況がもし分かれば教えてください。

中川委員

ここは広いところですけど中に道がないんです。大きなトラックが入らなくて、それであの近辺の方、ほとんどは●●さんと●●さんの田で、他の方の田もあるんですけど、別に太陽光にされてどうこうっていう苦情は聞いておりません。よく知っている方なんですけど、もう担い手もいらっしやらないし、他の仕事もされているので太陽光でいいんじゃないかって言うことでした。その近辺は太陽光が非常に多いです。

木原部会長

他にいらっしやいませんか。

【意見なし】

木原部会長	特に意見がないようですので、以上で農地法第４条申請についての議案審議を終わります。 続きまして、議案第１４号及び議案第１５号について、採決を行います。 農地法第４条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第４条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。 それでは、次に、農地法第５条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは、１４ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図１８ページをお開きください。 議案第１６号、下小鯖です。 申請地は、小鯖地域交流センターから北西へ１．４ｋｍに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第２種農地です。 申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。 議案第１７号、大内長野です。 申請地は、山口インターチェンジから北へ１．２ｋｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。 申請人は、市内に居住する太陽光発電事業を営む者です。 日照条件の良い申請地を取得し太陽光発電設備を整備し、売電事業に参入するものです。 議案第１８号、白石一丁目です。 申請地は、山口市役所から南西へ２６０ｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。 申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。 申請地周辺は宅地化が進み、学校、スーパー、医療機関等も集積し、需要

が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第19号、中央五丁目です。

申請地は、JR山口駅から西へ860mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺はアパート、マンション等が増え、既設駐車場が手狭になったことから拡張するものです。

議案第20号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北西へ510mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

新たに開発する住宅地に来客用駐車場が必要であるため駐車場を整備するものです。

なお、議案第21号の農地法第5条申請が同時に提出されています。

また、この事案の転用面積は1,000㎡以下ですが、隣接する議案第21号と合わせると1,000㎡以上になるため、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

ただし、事業自体は別計画のためお互いが一体利用地になりません。

議案第21号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北西へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、住環境に恵まれ、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

また、議案第20号の農地法第5条許可申請が同時に提出されています。

議案第22号、吉敷赤田三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請地は親及びいとこの所有地で、無償で使用する事ができるので、借家住まい解消のため、自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、吉敷上東三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ560mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、美祢市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第24号及び議案第25号、吉敷上東三丁目は関連があるので一緒に説明します。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ560mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、自己所有地であることから自己用住宅を建設するものです。

なお、議案第23号の農地法第5条申請が同時に提出されています。

また、この事案の転用面積は1,000㎡以下ですが、隣接する議案第23号と合わせると1,000㎡以上になるため、開発許可と同時施行といたします。

ただし、事業自体は別計画のためお互いが一体利用地になりません。

議案第26号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ640mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、近隣に商業施設も多く需要が見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南へ610mに位置する、公共施設に比較的近い距離にあり規則第45条第2号ただし書きに該当する第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、学校や商業施設にも近く、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第28号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ730mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、近隣宅地の売れ行きも良く、需要が見込めることから建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ610mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、スーパー、医療機関等も集積し、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第30号 鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから南東へ300mに位置する公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する農業を営むものです。

現在の進入路では、大型車両の進入の際に先頭部分がはみ出すため、拡幅するものです。

議案第31号 秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ850mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業を営むものです。

現在借家住まいであるが、申請地を譲受け、農家住宅を建築し、営農をするものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

事務局開地

議案第３２号から第３５号は関連があるので、一緒に説明いたします。

議案第３２号、江崎です。

申請地は、ＪＲ嘉川駅から南西へ８９０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

議案第３３号、江崎です。

申請地は、ＪＲ嘉川駅から南西へ７７０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

議案第３４号、江崎です。

申請地は、ＪＲ嘉川駅から南西へ９４０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

議案第３５号、江崎です。

申請地は、ＪＲ嘉川駅から南西へ１．２ｋｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第３６号、小郡上郷です。

申請地は、ＪＲ仁保津駅から北西へ１５０ｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員兼アパート経営者です。

隣接する自己所有の共同住宅駐車場台数が不足しているため、申請地を取得し駐車場として整備するものです。

議案第３７号、小郡下郷です。

申請地は、ＪＲ周防下郷駅から北へ１７０ｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、市内に居住する、公務員兼アパート経営者です。

周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第３８号、阿知須です。

申請地は、ＪＲ阿知須駅から西へ７２０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は、周南市内に居住する、公務員です。

親所有の実家隣接の申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

事務局開地	以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。 御審議よろしくお願いいたします。
木原部会長	ただいま事務局から議案説明がありました。 これらの議案は、担当委員による現地調査及び地区協議会での事前審査を経て、農地部会に提出されております。 担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。 それでは議案審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。
木原部会長	【意見なし】 特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。 それでは、採決に入ります。 ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第16号から議案第38号について、一括で採決を行います。 農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。 それでは次に、競売にかかる買受適格者証明についての審議を行います。 事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは、28ページをご覧ください。 合わせて参考位置図36ページをお開きください。

事務局開地

議案第３９号、名田島、競売にかかる買受適格者証明です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ６００から８００ｍに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地を新たに取得し、経営規模の拡大と経営基盤を確立するものです。

以上の競売にかかる買受適格者証明につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、取得後の全ての農地の効率的な利用、労働力・通作距離などをみても問題が無いと、農地法第３条第２項各号の不許可の事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものでございます。

なお、この議案につきましては、申請人が最高買受申出人又は、次順位買受申出人となり、農地法第３条許可の申請書を提出した場合において、買受適格証明の交付時と事情が異なっていない場合は、許可をしてよいかも合わせて御審議ください。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、審議に付され、許可基準にもとづく現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で競売にかかる買受適格者証明の申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。ただいま審議しました議案第３９号の競売にかかる買受適格者証明の申請について採決を行います。

競売にかかる買受適格者証明書を発行すること及び申請人が今回の申請内容と同一内容の許可申請書を提出した場合、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第39号の競売にかかる買受適格者証明の申請については、証明書を発行することとし、広島国税局による「売却決定通知」等と共に、買受適格者証明の交付時と同一内容の許可申請書を提出した場合は、改めて農地部会の審議を行わず許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、29ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第40号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計1,688筆3,042,966.76㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局開地

それでは、３０ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第４１号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計４０６筆、７７０，０７５㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項
の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことにつ
いて何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画
について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議
なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします

事務局開地

それでは、３１ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図３７ページをお開きください。

議案第４２号、宮野上です。

登記地目が田の土地１筆、１，７３５㎡については、平成元年頃に大雨で
土砂が流入し耕作を止め、山林となり現在に至るものです。

荒廃で面積が５００㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

事務局開地

議案第43号、宮野上です。

登記地目が田の土地1筆、140㎡については、昭和49年頃から農業用倉庫の敷地や宅地への進入路として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第44号、糸米一丁目です。

登記地目が田の土地1筆、234㎡については、平成2年に農地転用の許可を受け、造成のみ行われ現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号 嘉川です。

登記地目が畑の土地1筆、1,262㎡については、昭和48年に防風林としてヒノキを植林し、山林となり、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号、阿東嘉年下です。

登記地目が畑の土地1筆、42㎡については、昭和62年に居宅を建築し、その後宅地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号、阿東嘉年下です。

登記地目が田の土地3筆、合計663㎡については、平成10年頃に耕作をやめ荒廃化し原野となり現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第４２号から議案第４７号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局開地

本日お配りしております報告第１号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。

２月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第２号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

また、報告３号については、１月に開催された第１０回農地部会議案第３０号農地法第５条許可申請で審議いただき、開発指導課の指導により区画数の変更があり、図面の差替えがありましたので報告します。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何か御質問がありましたらお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。

以上、平成２９年度第１２回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成３０年３月２０日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部 会 長	木原 義則	印
-------	-------	---

署名委員	長尾 進	印
------	------	---

署名委員	山根 伊都子	印
------	--------	---

記 録 者	岩本 康英	印
-------	-------	---